

認定対象事例別提出資料一覧表

●: 必須

○: 該当する場合に提出

被扶養者の認定に当たり、必要に応じて追加の証明書類の提出をお願いする場合がありますので、ご承知おきます。

認定対象者			その他の3親等以内親族(兄弟姉妹以外は同一世帯が条件)					
区 分			義務教育対象者 及び未就学の子	高 校	大学・専門学校等			社会人
提出資料	留意点	証明書等発行者			無収入	給与収入のみ	給与収入以外の 収入あり	
住民票又は外国人登録証明書(写)	世帯全員(続柄有)のもので3ヶ月以内のもの(マイナンバー記載なし)	市区町村	●	●	●	●	●	父母・養父母のシートを参照して下さい
戸籍謄本又は抄本	住民票で続柄が確認できない場合	戸籍のある市区町村	○	○	○	○	○	
マイナンバー届出書	健保組合が市区町村に所得情報を確認(注7)	—				○	い直 ず近 れか もの	
源泉徴収票(写)		雇用主			● (注3)	○		
確定申告書(写)	必要経費のわかるものについても必要	税務署				○		
直近の年金額の確認できるもの(写)	振込通知書、改定通知書、年金証書等	年金保険者						
退職証明書又は退職辞令(写)		雇用主						
雇用保険受給資格者証(写)	受給資格者証の表、裏面	公共職業安定所						
離職票1.2(写)		雇用主						
廃業届(写)	自営業の場合	税務署						
扶養申立書		被保険者	● (注1)	● (注1)	● (注1)	● (注1)	● (注1)	
送金証拠書(写)	別世帯の場合	金融機関・郵便局			○ (注4)	○ (注4)	○ (注4)	
在学証明書または学生証(写)		学校等教育機関		● (注2)	● (注2)			
在院・在園証明書		病院・施設等					○ (注5)	
診断書		医師					○ (注6)	

注1 扶養しなければならない事情がわかることの申立書が必要となります

注2 学生であることの証明が取れない場合は、社会人としての認定となりますので、「父母・養父母のシート」を参照してください

注3 引き続き就業している場合は直近3ヶ月分の給与明細、雇用条件の変更等による場合は労働条件のわかるものをあわせて提出してください

注4 送金証拠が提出できない場合には、毎月及び年間の送金額を記載した申立書を提出してください(検認があるので、以後は送金証拠が残る形での送金をお願いします)

注5 病院・施設等に在院している場合に提出してください

注6 病気のため就業できない場合に提出してください

注7 対象者が平成29年11月13日以降初めて被扶養者の認定を受ける場合に限り(2回目以降は届出不要です)